

電子交付対象書面

運用商品・保険商品等のお取引に関する書面（契約締結前交付書面等）について、「電子交付サービスに関する取扱」に基づき交付する書面は以下の通り。

- ・ 目論見書等
- ・ 約款・規定等
- ・ 契約締結前交付書面等
- ・ 商品説明書等
- ・ 外国証券情報
- ・ 生命保険の募集に必要な資料等（募集指針、契約概要・注意喚起情報ほか）
- ・ その他、運用商品・保険商品等のお取引に際し必要な資料

※上記書面であっても、一部当サービスに対応していない書面についてはメールでご提供ができない場合には、別途書面で交付させていただきます。

以上